

令和9年度地方税制改正（税負担軽減措置等）要望事項

（新設・拡充・延長・その他）

No	14	府 省 庁 名		内閣府	
対象税目	個人住民税 法人住民税 事業税 不動産取得税 <u>固定資産税</u> 事業所税 その他（ ）				
要望項目名	首都直下地震・南海トラフ地震に備えた耐震対策により取得した鉄道施設に係る課税標準の特例措置の延長				
要望内容（概要）	・ 特例措置の対象（支援措置を必要とする制度の概要） 首都直下地震・南海トラフ地震で震度6強以上が想定される地域等において、曲げせん断破壊による損傷を防止することを目的とした耐震対策により取得したラーメン橋台（1日当たりの平均片道断面輸送量が1万人以上の線区において、鉄道施設総合安全対策事業に係る補助金を受けたもの） ・ 特例措置の内容 固定資産税の課税標準を取得後5年間、2/3に軽減する特例措置を1年間延長する。				
関係条文	地方税法附則第15条第25項 地方税法施行規則附則第6条第59項、第60項、第61項				
減収見込額	[初年度] — （ ▲25 ） [平年度] — （ ▲25 ） [改正増減収額] — （単位：百万円）				
要望理由	（1）政策目的 首都直下地震・南海トラフ地震に備え、高架橋等の耐震補強を推進することで、地震時における鉄道利用者の安全確保等を図る。 （2）施策の必要性 令和4年3月に発生した福島県沖を震源とする地震においては、これまで集中的に対策を進めてきた「せん断破壊」とは異なる「曲げせん断破壊」がラーメン橋台に生じ、軌道沈下等の大きな損傷が発生した。 この施設被害を契機に立ち上げた検証委員会の中間とりまとめを踏まえ、地震に対する更なる安全性の向上に向けた対策を推進するため、令和5年3月に「特定鉄道等施設に係る耐震補強に関する省令」等を改正し、プレストレストコンクリート桁を支えるラーメン構造形式の橋台について、新幹線鉄道は令和7年度、新幹線鉄道以外は令和9年度までに前倒しする形で、優先的に耐震補強を進めている。 耐震対策には初期投資だけではなく維持管理にも費用がかかることから、切迫する巨大地震への対応を促進するためには、本特例措置の延長が必要不可欠である。				
本要望に対応する縮減案	—				

今回の要望（税負担軽減措置等）に関連する事項	合理性	政策体系における政策目的の位置付け	政策目標：5 安全で安心できる交通の確保、治安・生活安全の確保 施策目標：14 公共交通の安全確保・鉄道の安全性向上、ハイジャック・航空機テロ防止を推進する 業績指標：50 重い桁荷重を支えるラーメン橋台（約 1,100 か所）の耐震化率（新幹線鉄道以外） ・第1次国土強靱化実施中期計画 第4章 推進が特に必要となる施策 1 施策の内容 （2）経済発展の基盤となる交通・通信・エネルギーなどライフラインの強靱化 2）南海トラフ地震、首都直下地震、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震等の巨大地震対策等の推進 ① 広域支援に不可欠な陸海空の交通ネットワークの連携強化 推進施策 45 鉄道施設の耐震対策
		政策の達成目標	首都直下地震及び南海トラフ地震で震度6強以上が想定される地域等の1日当たりの平均片道断面輸送量が1万人以上の線区におけるラーメン橋台の耐震化率：概ね 100%（令和9年度末）
		税負担軽減措置等の適用又は延長期間	1年間（令和9年4月1日～令和10年3月31日）
		同上の期間中の達成目標	首都直下地震及び南海トラフ地震で震度6強以上が想定される地域等の1日当たりの平均片道断面輸送量が1万人以上の線区におけるラーメン橋台の耐震化率：概ね 100%
		政策目標の達成状況	55 %（令和7年度末時点）
	有効性	要望の措置の適用見込み	令和9年度：4事業者（約69本）
		要望の措置の効果見込み（手段としての有効性）	設備の耐震化は、その進展が直接的に事業収益の増加に寄与するものではないため、負担を軽減する措置を講ぜずに鉄道事業者に委ねた場合には、耐震化の実施に相当の期間を要するおそれがある。 本特例措置により、設備を保有・維持することに伴い生じる負担を軽減することで、鉄軌道事業者による耐震対策の速やかな実施を促す。
	相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	—
		予算上の措置等の要求内容及び金額	令和9年度予算概算要求額：鉄道施設総合安全対策事業費補助 19,926 百万円の内数
		上記の予算上の措置等と要望項目との関係	上記の補助制度は、耐震対策のための初期投資の負担を軽減するものであり、本特例措置は、施設を整備した後に増大する固定資産税を減額することにより、ランニングコストの負担軽減を図るものである。

		要望の措置の 妥当性	鉄道施設の耐震対策には、初期投資だけではなく施設の維持管理にも費用がかかるため、補助制度により施設の取得に係る負担を軽減するとともに、本特例措置を通じて維持管理に係る負担の軽減によるインセンティブを与えることが必要であることから、政策の達成のための手段として妥当である。
--	--	---------------	---

これまでの税負担軽減措置等の適用実績と効果に関連する事項	税負担軽減措置等の適用実績	令和3 年度実績 118 百万円 (30 事業者) 令和4 年度実績 120 百万円 (32 事業者) 令和5 年度実績 73 百万円 (28 事業者) 令和6 年度実績 41 百万円 (21 事業者) 令和7 年度実績 37 百万円 (21 事業者) ※本特例措置の適用状況に関する鉄軌道事業者への調査による。
	「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」における適用実績	課税標準（固定資産の価格） 令和4 年度 8,905,772 千円 令和5 年度 5,835,126 千円 令和6 年度 2,992,848 千円
	税負担軽減措置等の適用による効果（手段としての有効性）	本特例措置の活用により、ラーメン橋台の耐震化に係る計画策定や投資行為が実際に進んでいることが確認できる。本特例措置は、事業者へのアンケート調査において、特例措置が対策を実施することの後押しとなったとの回答があることも踏まえると、耐震化されたラーメン橋台の保有に伴う恒常的な費用を軽減することで、鉄軌道事業者の財政的制約を改善させ、投資判断を行いやすくするという直接的な効果が認められる。
	前回要望時の達成目標	首都直下地震及び南海トラフ地震で震度6強以上が想定される地域等の1日当たりの平均片道断面輸送量が1万人以上の線区におけるラーメン橋台の耐震化率：80%
	前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	令和5年度末時点での達成度は26% 令和6年度末時点での達成度は38% 令和7年度末時点での達成度は55% ラーメン橋台の耐震補強工事の着手にあたり、高架橋下のテナントとの調整に不測の日数を要したこと等により目標には達していない。
これまでの要望経緯		平成25年度：創設 平成27年度：延長 平成29年度：延長 平成30年度：延長・拡充（適用対象施設の見直し） 令和2 年度：延長 令和4 年度：延長 令和5 年度：延長・見直し（適用対象施設の見直し） 令和7 年度：延長